令和８年４月
国　税　庁

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第６号)」の概要

１　令和７年度税制改正において防衛特別法人税が創設されたことに伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件（令和３年国税庁告示第 16 号）において、電子署名の付与等を行うことができる者として通算親法人の法人税等に係る税務書類の作成の委嘱を受けた税理士を定めているところ、当該税理士が委嘱を受けた税務書類の作成に係る対象手続に防衛特別法人税を追加するものである。

２　この告示は、令和８年５月 25 日から適用する。